

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

項	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg / l 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K 0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / l 以下	規格 K 0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg / l 以下	規格 K 0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg / l 以下	規格 K 0102の61.2又は61.3に定め方法
総水銀	0.0005mg / l 以下	昭和46年12月に環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2 -ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1, 1 -ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
シス-1, 2 -ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 3 -ジクロロプロパン	0.002mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg / l 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg / l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / l 以下	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg / l 以下	規格 K 0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg / l 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K 0102の43.2.1、 43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格 K 0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg / l 以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法

ほう素	1mg / l 以下	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公 共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	